

=消費生活相談員のための判例紹介=

外国語会話教室の受講契約の解除に伴う受講料の清算について定める約定が、特定商取引に関する法律（「特商法」）49条2項1号に定める額を超える額の金銭の支払を求めるものとして無効であるとされた事例
(平成19年4月3日・最高裁判決)

弁護士 杉浦 幸彦（東京弁護士会）

【事案の概要】

一定の要件の下、語学教室は、特商法上、特定継続的役務提供とみなされていますので、生徒から中途解約の申入れを受けたこうした業者は、①「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」と②政令で定める一定の額のみを前払金から控除し、残金を生徒に返還しなければなりません（特商法49条2項1号）。それにもかかわらず、NOVAは、購入時の単価ではなく、消化したポイント数に対応する単価を適用するとの約款による清算特約（「本件清算規定」）を根拠に、生徒が期待した金額を大きく下回る清算金しか提示しませんでした。そこで、本件訴訟を提起したところ、東京地裁は、平成17年2月16日判決、東京高裁は平成17年7月20日判決により、この生徒の請求を全面的に認容する判決を下しました。NOVAが東京高裁の同判決を不服として上告受理の申立をしたことから、最高裁は、上告として受理し、以下の判示部分を含む本判決を下すに至りました。

【裁判所の判示】

(1) 法49条1項は、特定継続的役務提供契約が締結された場合、役務受領者は、同項所定の期間を経過した後においては、将来に向かって当該契約の解除をすることができる旨を定め、同条2項1号は、特定継続的役務提供契約が役務の提供開始後に解除されたときは、役務提供事業者は、役務受領者に対し、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、提供済役務対価相当額と解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める額（外国語会話教室に係る特定継続的役務の場合、5万円又は解除された契約に係る役務の対価の総額から提供済役務対価相当額を控除した額の100分の20に相当する額のいずれか低い額）を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額（以下、この金額を「法定限度額」という。）を超える額の金銭の支払を請求することができない旨を定めている。

上記各規定の趣旨は、特定継続的役務提供契約は、契約期間が長期にわたることが少なくない上、契約に基づいて提供される役務の内容が客観的明確性を有するものではなく、役務の受領による効果も確実とはいえないことなどにかんがみ、役務受領者が不測の不利益を被ることがないように、役務受領者は、自由に契約を将来に向かって解除することができる

こととし、この自由な解除権の行使を保障するために、契約が解除された場合、役務提供事業者は役務受領者に対して法定限度額しか請求できないことにしたものと解される。

(2) 本件料金規定においては、登録ポイント数に応じて、一つのポイント単価が定められており、受講者が提供を受ける各個別役務の対価額は、その受講者が契約締結の際に登録した登録ポイント数に応じたポイント単価、すなわち、契約時単価をもって一律に定められている。本件契約においても、受講料は、本件料金規定に従い、契約時単価は一律に1200円と定められており、被上告人が各ポイントを使用することにより提供を受ける各個別役務について、異なった対価額が定められているわけではない。そうすると、本件使用済ポイントの対価額も、契約時単価によって算定されると解するのが自然というべきである。

上告人は、本件使用済ポイントの対価額について、本件清算規定に従って算定すべきであると主張する。しかし、本件清算規定に従って算定される使用済ポイントの対価額は、契約時単価によって算定される使用済ポイントの対価額よりも常に高額となる。本件料金規定は、契約締結時において、将来提供される各役務について一律の対価額を定めているのであるから、それとは別に、解除があった場合にのみ適用される高額の対価額を定める本件清算規定は、実質的には、損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するもので、上記各規定の趣旨に反して受講者による自由な解除権の行使を制約するものといわざるを得ない。

そうすると、本件清算規定は、役務提供事業者が役務受領者に対して法49条2項1号に定める法定限度額を超える額の金銭の支払を求めるものとして無効というべきであり、本件解除の際の提供済役務対価相当額は、契約時単価によって算定された本件使用済ポイントの対価額と認めるのが相当である。

【本判決の意義および評価】

1 判決の射程距離を限定するため、「特段の事情がない限り」といった留保文言をつけることが多い最高裁は、本判決においては、何の留保をつけることもなく、「本件清算規定は、役務提供事業者が役務受領者に対して法49条2項1号に定める法定限度額

を超える額の金銭の支払を求めるものとして無効というべきであり、本件解除の際の提供済役務対価相当額は、契約時単価によって算定された本件使用済ポイントの対価額と認めるのが相当である」と判示しました。この判示内容に照らすと、同様のポイントシステムを採用していれば、NOVAのような英会話教室だけでなく、特商法上の特定継続的役務提供とみなされるエステティック、家庭教師等、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスに従事する業者にも等しくこの判示内容が適用されるはずです。極めて明確な基準を提供していることも評価すべき点といえます。

2 NOVAは、下級審が一貫して本件清算規定は特商法に照らし違法と判断していたにもかかわらず、最高裁の判断がないことを理由として、本件清算規定に基づく清算金しか提示しないという対応を続けてきました。中途解約を申し入れた生徒が、本件清算規定に基づく清算額を受領することをもって、NOVAに対して一切の要求をしない旨記載した同意書を差し入れない限り、NOVAは生徒に清算金を一切支払わないという対応をとってきたため、多くの中途解約者は、泣き寝入りし、または中途解約はしたもの、NOVAが提示した清算金すら受け取れないという状態が続きました。さすがに、NOVAは、本判決を受け、本件清算規定に関する限りでは態度を改めたようです。

3 本判決は、経済産業省及び東京都がNOVAに立ち入り調査したことと相俟って、新聞、テレビ等で大きく報道されましたので、最高裁が消費者の権利を重視してくれるとの印象を多くの人に植え付けたと思います（上告を受理しないという決定で処理するのではなく、本判決を出して、最高裁の考えを具体的に表明してくれたこと自体、画期的なことです）。消費者の泣き寝入りの実態の一端を明らかに出来た上、消費者意識の向上の一助となった点でも本判決の意義は大きかったと思います。

【本判決後に残された問題点】

1 本判決によって、NOVAに関わる問題のすべてが解決されたと誤解している人が少なくありませんが、本判決はNOVAの清算に関わる問題の一部のみを解決したにすぎません（当職は、NOVA問題全体に対し本判決の占める割合は、せいぜい3分の1程度だと考えています）。

2 本件事件を提訴した当時、NOVAは、約款中に、利用していくなくとも経時によって一定のポイントを消化したと見なして清算するとの規定（「みなし消化規定」）を本件清算規定とともにもうけていたものの、みなし消化規定が違法と判断される可能性が高いと判断したためか、みなし消化規定を前提とし

た清算額を主張せず、かえって、みなし消化規定 자체を廃止し、有効期限の規定を改定しました（二重の基準は違法との本判決の趣旨に照らせば、みなし消化規定は違法と思料されます）。すなわち、従前、ポイントの有効期限が3年であったのを、3分の1のポイントの有効期限は1年、3分の1は2年、3分の1は3年との規定（「期限3分割規定」）との規定としたわけです。当職は、NOVAの実際の取扱いに照らし、期限3分割規定は、みなし消化規定に関する批判をかわすための脱法的詭弁と考えているものの、岡山地裁津山支部の平成18年3月15日判決及び名古屋地裁の平成19年2月15日判決は、期限3分割規定によってポイントが失効したと取り扱っても構わないと判断しました。こうしたことから、期限3分割規定は有効との態度を当面、NOVAが変えるとは考えられません。期限3分割規定が無効との裁判所の判断が望まれるところです。ちなみに、原被告の双方が控訴したため、名古屋地裁の上記事件は現在、名古屋高裁において審理されています（ちなみに、当職が同事件で元生徒を代理しています）。

3 NOVAが、多くのスクールで統廃合を行ったことから、NOVAの通学に不都合を感じた生徒がNOVAに解約申入れをした場合は、NOVAの債務不履行による解除とみるべきであるのか、それとも、生徒の自己都合中途解約とみるべきなのかという問題もあります。この点についても、名古屋の上記事件の争点となっています。

4 特商法上、契約書面等を生徒に交付しなければならないとされているにもかかわらず（特商法42条1項）、NOVAは記載が十分とはいえない契約書面しか交付していないとの相談や、時には契約書面を全く交付していないとの相談もあります（ポイントの追加購入時についての相談は多いと思います）。クーリングオフ（特商法48条1項）により、事案を解決できる可能性もありますので、検討を怠らないでください。

5 NOVAから少しでも返金を受けたいと考えて、同意書をNOVAに差し入れたものの、NOVAから受け取った清算金と本判決に沿って算出した場合の清算額の差額を支払ってもらいたいと相談してくる相談者もいるはずです。当職は、このような同意書は無効と考えていますが、NOVAは、同意書を楯に、元生徒の請求には応じないとの態度をとっているようです。同意書についても、裁判所の判断が待たれるところです。

6 他にも解決すべき問題点がたくさんあると思いますが、字数の制約もありますので、この辺で終わらせていただきます。同種事案について、本書99号でも紹介していますので、そちらもご参照下さい。